

## シンポジウムで寄せられた質問と回答

令和元年9月21日に開催したシンポジウム「廃棄物エネルギーを生かしたまちづくりと住民参加」において、来場された皆様からお寄せいただいた質問と、質問に対する回答を御紹介します。

当日回答することができなかった内容については、各講演テーマに関わるものは講師に内容の確認をしながら、盛岡市が作成しました。

シンポジウムの趣旨や、講演テーマに関わらない内容の御質問、御意見についても、可能な限りお答えしています。

### I シンポジウムの概要

日 時 令和元年9月21日（土） 13：30～16：10

会 場 土淵地区活動センター

参加者 70人

#### ○ 講 演

##### 1 「ごみ処理施設とまちづくり」

講師：埼玉大学名誉教授 小松 登志子 氏

##### 2 「地域貢献に向けた廃棄物エネルギー利活用計画について」

講師：環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 課長補佐 大沼 康宏 氏

##### 3 「地域に開かれた施設と廃棄物エネルギーの利活用」

講師：武蔵野市環境部長 木村 浩 氏

#### ○ ディスカッション

コーディネーター：日本環境衛生センター総局 資源循環低炭素化部 部長 伊藤 恵治 氏

## Ⅱ シンポジウムで寄せられた質問と回答

### 1 当日会場で回答したもの

質問	回答
<p>自立分散型の社会形成と、ごみ処理広域化の関連はどうあるのでしょうか。</p>	<p>環境省では、広域化について平成9年と平成31年3月に、通知を発出している。今後の人口減少や担い手不足が予想される中で、廃棄物処理も非効率化が予想されること。また、市町村財政も非常に厳しいところも多くあり、持続可能な廃棄物処理の運営を続けていくためには、どのように進めていくかと考えたときに、一つの選択肢として広域化、集約化という方法があるかと思えます。施設を大規模化して、エネルギー回収をより進め、そのエネルギーを有効活用するということです。</p> <p>自立・分散型社会については、地域循環共生圏の考え方として、それぞれの地域で、自分のところの地域資源で何ができるのか。当然、その地域でしかできないこともあるので、補完しあつて助け合うことも必要になります。そういう意味で、ごみ処理についても、広域化という方向で燃やすごみを一箇所に集めることもあるが、それぞれの地域では、自分の地域で何ができるかを考える必要があります。資源の分別や、いかにごみを減らすかという取組も、一箇所をお願いするから、うちは何もしないという考え方ではなく、やはり自分の地域で、お互い何ができるかということを考え、その中で一つの進め方として広域化があるかと思えます。</p>
<p>エネルギー地産地消について、距離ははなれているが仮に、土淵地区に焼却施設ができた場合、地域の学校や活動センター（コミュニティセンター）、地域の自治会で設置する公民館の電力を賄うことができるような仕組みづくりは可能か。</p>	<p>ごみ発電で得た電力は、電力会社に売ることもできますし、地域で新電力を作り、そこに売ることもできます。例えば、それらに売る場合に、供給先指定した契約をすることで、供給先の施設は、今までよりも安い金額で電力を購入することができるという方法が一つ。他には、自営線などを通して直接送るという方法があります。これから作る施設は、ほとんどが災害時に自立起動して発電まで行うことができ、直接、自営線で送ることができますので、周りの電力の系統が切れてもそこだけは送電されることから、災害時のエネルギー供給ということに対して、非常に大きなメリットになるものです。</p>

質問	回答
10年後の完成を目指していますが、一番重要な課題は何ですか。	<p>今日いただいている御質問の中にも広域化そのもののこともあるので、それにしっかりと答えながら、市民参加の手順をしっかりと段階を踏んで進めていくことが大切ではないかと考えています。例えば、10年後には、それなりの技術革新が進む部分もあるかと思えます。</p> <p>電気自動車などの話もありましたが、皆さんと一緒に課題を出して、しっかり考えるということの一つひとつやっていくのが大事ではないかと考えています。</p>

## 2 当日会場で回答できなかったもの

### (1) ごみ処理広域化に関する質問

質問	回答
旧ガイドラインから通達のあった広域化計画と、循環型社会形成計画は二律背反と考え、ごみ減量化に逆行するものではないか。	近年では、廃棄物エネルギーを効率的に回収することによる地域のエネルギーセンターとしての機能や、災害時の防災拠点としての活用、処理工程の見学等を通じた環境教育・環境学習の場としての機能など、地域の社会インフラとしての機能を高めた廃棄物処理施設の整備が進んでいます。
循環型社会とごみ処理広域化は、矛盾しているのではないか。盛岡広域の広域化計画は、自立分散型の社会形成に矛盾しているのではないか。奈良県に匹敵するところに、ごみ処理施設を1箇所にするのは無理がある。熱エネルギーの有効活用ということであれば、ごみを燃やさなければならない。いつまでたってもごみは減らない。原発以外の自然再生可能エネルギーの活用をはかるべきではないのか。	広域化・集約化により、このような特徴を活かした社会インフラとしての廃棄物処理施設の機能を一層高め、地域の特性や循環資源の性状等に応じて、地域循環共生圏の核となりうる施設整備を推進するなど、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理システムを構築していくことが重要と考えます。
各々の自治体で責任をもって、ゴミ処理をすべきの話だったが、今、進めようとしている8市町の広域処理について（奈良県に匹敵する面積）どう考えますか？	<p>広域処理の範囲（面積）については、岩手県のごみ処理広域化計画のブロック割に基づいているものです。</p> <p>各自自治体で責任を持ってごみ処理を行うという点については、一部事</p>

質問	回答
<p>「ごみ処理は市町村が責任を持つ」ということに関して、ごみ処理広域化計画では処理施設の周辺市町はどのようにその責任を果たすことになるのか。</p>	<p>務組合等を構成して共同処理をする場合でも、構成する市町のごみ行政の責任がなくなるものではなく、住民の理解や協力を得ながら、しっかりとごみ減量、分別、資源化に取り組む必要があるものと考えています。</p>
<p>武蔵野市の例は住民参加ということで非常に参考になった。クリーンセンター整備に当たり、減量目標を明確化したことは参考になった。武蔵野市は広域化ではなく、自治体独自での対応が功を奏したと思うが、いかがか。</p>	<p>武蔵野市の場合には当初広域処理（昭和33年）で、隣接の三鷹市のごみ焼却施設で処理していましたが、焼却施設の分離（公害問題等）を申し入れられたことを契機に、単独でのごみ処理施設の整備（昭和59年）になったものです。新施設整備（平成29年稼働）の市民参加の検討においても広域処理等の議論を行いましたが、現状難しいという結論から今回も単独施設となりました。今後も将来に向けてごみ処理のあり方（広域化も含め）は、ごみ処理基本計画の改定ごとに議論していきます。</p>
<p>現状の国の計画からして、500 tは巨大すぎる。一部事務組合での現在の処理でも十分広域化ではないか。また、500 tをもう少し検討できないか。（500 t→350～400 t）</p>	<p>焼却施設については、費用、環境負荷の面からの検討により、1施設に集約化する方針としているものです。</p>
<p>ごみ処理広域化は廃棄物エネルギー活用まちづくりになじまない。むしろ、小型炉の分散立地こそ、地域にそった活用ができるのではないか。</p>	<p>施設規模については、引き続き8市町でごみ減量、資源化の取組を進めることで将来のごみ処理量の削減を目指し、今後策定する施設整備計画に反映することで、適切な規模に見直しを行っていきます。</p>
<p>盛岡市を含む県央ブロックではごみ処理の広域化計画が進行しています。奈良県の面積に匹敵する地域からごみを集め、盛岡で一極集中の焼却炉で一日500 t 燃焼する計画ですが、発生する膨大な熱エネルギーを、広い地域で利用するのは現実的ではなく、結局ごみ発電の売電</p>	<p>なお、小型施設を分散立地することは、費用や環境負荷の面で、以下のような課題があるものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設が小規模になることで、焼却炉の立上げ、立ち下げ頻度の増加により燃料の使用量が増えること。</li> <li>・ 現在の技術では、ごみの焼却による熱エネルギーを有効活用できる</li> </ul>

質問	回答
<p>利益を参加自治体に還元する方法がとられると思われます。ごみ発電は熱効率10%、武蔵野クリーンセンターの高効率発電設備は20%ですが、一般的には90%の熱を投げ捨てて電力を発生させています。発電の廃熱利用は大型炉の周辺地域のみ限定されます。このようにごみ処理広域化は廃棄物エネルギーの有効利用にはなじまない。むしろ小型炉の分散立地こそ地域に根ざしたエネルギー利用が可能になると思われますがいかがでしょうか。</p>	<p>施設規模は70トン/日程度以上となっており、小規模な施設では熱利用の選択肢が減ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 同じような機器構成の施設が複数存在することで、建設費や維持管理費等が非効率になること。</li> </ul>
<p>ごみの長距離輸送によるCO2排出増を考慮しなくていいのか。</p>	<p>ごみ処理広域化基本構想策定時に、ごみの収集・運搬も含めてライフサイクルアセスメントを実施し、1施設集約のほうが環境負荷（CO2換算）が少ないと試算されています。</p>

## (2) 3Rの推進に関する質問

質問	回答
<p>盛岡市の広域化はごみ焼却（施設）が第一だが、環境省の循環型社会では熱回収焼却は4番になっていて、進める順番が逆になっている。この点はどう考えていますか。</p>	<p>循環型社会の形成の推進のため、循環型社会形成推進基本計画に定められた基本原則に則り、できる限り廃棄物の排出を抑制することを最優先に進めるとともに、廃棄物となったものについては、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを前提として、不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用（以下「適正な循環的利用」という。）を行い、こうした排出抑制及び適正な循環的利用を徹底した上で、なお適正な循環的利用が行われないものについては、適正な処分を確保すること</p>
<p>廃棄物エネルギー活用のまちづくりは「循環型社会形成推進基本法」にそぐわないのではないかと。</p>	
<p>ゼロエミッション、温室効果ガス対策の要望をしているがごみ処理施設の広域化とは逆行するものではないかと、日本のごみ処理は燃やす</p>	

質問	回答
<p>ことに重点を置いているが、ごみの減量、リサイクル率（3R）を徹底的にやるべきではないか。</p>	<p>を基本としています。</p>
<p>廃棄物処理行政の基となる「循環型社会形成推進基本法」にはごみ処理の優先順位が定められています。ごみ処理はごみ減量・資源化のための3Rが優先し熱回収、エネルギー利用はその後に位置づけられています。「廃棄物エネルギー利用の町づくり」の発想は、このごみ処理の優先順位を軽んずるもので、ごみの大量焼却が継続することを前提にしており、「循環型社会形成推進基本法」の主旨にそぐわないのではないかと思いますがいかがでしょうか。</p>	
<p>環境省のめざす3Rの方向はエネルギー利活用ということか。ごみ減量（分別・資源化）については、どのような方向なのか。</p>	
<p>巨大なごみ処理施設を持つ地域（自治体）でごみ減量が進んだ例はあるか。また、その両立は可能か。</p>	<p>横浜市のごみ焼却処理は、1200トン/日が3つ、540トン1つの4施設で行っていますが、平成29年度のごみ排出量は846.3グラム/人日で、人口50万人以上の都市でのリデュースの取組の順位で6位となっています。</p> <p>地域や都市の人口によって施設規模が大きくなったとしても、ごみ減量を進めている例は多数ありますので、このような事例を参考にしながら、ごみの減量化に取り組んでいきます。</p>
<p>地球温暖化対策というのであれば、何でも燃やすことは二酸化炭素の排出が増え、逆行するのではないか？リサイクルの徹底をし、スウェーデンのように（埋め立て率1%未満）ごみ革命を起こす時代では</p>	<p>スウェーデンでは、廃棄物の99%がリサイクルされていると言われています。その内訳は、約50%がウェイスト・トゥ・エナジーとよばれる施設での焼却処理によるエネルギー回収です。そのほかに容器等のリサ</p>

質問	回答
ないか？広域化は20年前にできた計画。見直しが必要では？	<p>イクルや、メカニカルバイオとよばれる生ごみ等の分解処理を行い、埋立処理するごみを1%未満にしています。</p> <p>回収したエネルギーは、売電のほかに、地域の暖房用として周辺に供給するなどの活用がされており、ごみをエネルギー回収のための燃料として、他国から輸入して焼却処理するなど、廃棄物エネルギーの利活用に積極的に取り組んでいます。</p> <p>容器等のリサイクルや、生ごみのバイオガス化等も積極的に取り組まれており、リサイクル、ごみ焼却に伴うエネルギーの利活用の両面で参考にすべきと考えます。</p>
武蔵野市では、ごみ処理施設を建設することしか考えなかったのか。ごみ減量、資源化率の向上についての取組は、どうだったのか。	<p>武蔵野市では、新施設建設計画に伴い、ごみ処理基本計画の改定を行い、相当厳しいごみ減量化、資源化の方針を定めて取り組み、その目標値に見合った規模の施設の建設を進めることで、ごみの適正な処理を確保に努めたものです。新施設建設計画において、全市民がごみを出しているものであり、ごみ減量化、資源化は重要と考えています。</p>

### (3) 環境影響に関する質問

質問	回答
農業地帯であり環境が生活を支えているため、排ガスの基準は東京などと同じ設定は不可能だと考えます。ネガティブ→ポジティブという気持ちの切替えの問題ではないと思います。	<p>排ガスのうち、硫黄酸化物等の排出基準は、大都市や工場地帯等のほうが厳しく設定されています。一般に排ガスの発生源が集中している地域のほうが、環境基準を達成するための排出基準が厳しくなるためです。都市部の目標設定を参考に、該当地域でより厳しい自主基準を設定</p>

質問	回答
	<p>することも可能です。</p>
<p>市内小学校のぜん息疾患率ワースト5は見前、手代森、都南東、土淵、東松園とのデータがあります。土淵は高速道、その他はクリーンセンターの影響なのではないかといわれています。この件についての検証と、現計画での安全面を明確にするべきではないか。</p>	<p>平成30年度の市内小学校のぜん息罹患率が高い上位5校は、城南、太田東、土淵、厨川、渋民となっていますが、毎年変動があります。</p> <p>お示しいただいた5校のデータが、どの時点のものか不明ですが、ぜん息は、大気環境のほか、アレルギー、タバコ、感染症、気温変化などのさまざまな要因が考えられるとされており、要因を特定することは困難であると考えています。</p>
<p>焼却場自体の環境汚染については、大丈夫としか語られなかったが、長年稼働による汚染についてはどう考えるのか。</p>	<p>排ガスの排出基準を守ることが必要と考えます。排出基準を満たしていれば、自然の拡散、浄化作用によって、有害物質は、稼働年数に関わらず環境に影響を及ぼさないレベルになるものと考えます。</p> <p>環境への影響を調べるためのモニタリングを実施することや、長年稼働している他の施設から情報を得ることなど、より多くの情報を入手することが重要と考えています。</p>
<p>8市町が利用している焼却炉でも放射性廃棄物を燃やしたのでしょうか。</p> <p>8,000ベクレル以上の放射性廃棄物を福島20か所と近隣県で焼却処理する予定ということですが、どのへんまで進んでいるのでしょうか。もし、そうなれば焼却炉中心に放射能汚染が起きると思うのですが、どのように考えているのでしょうか。</p>	<p>県央ブロックのごみ焼却施設では、8,000ベクレル以上の指定廃棄物の焼却は行っていませんが、各施設で放射能測定を実施し、安全性を確認しています。</p> <p>福島県内では、放射性物質汚染対処特措法に基づき、環境大臣が、国がその地域内にある廃棄物の収集・運搬・保管及び処分を実施する必要があると指定した地域を対策地域として指定し、仮設処理施設を16施設建設して除染廃棄物や指定廃棄物などを焼却処理しています。そのうち、現在は7施設が処理を終了し、うち5施設は解体も終了している状</p>

質問	回答
	<p>況です。また、福島県の近隣5県（宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県）では、8,000ベクレル以上の指定廃棄物の長期管理施設の建設について検討が進められています。なお、仮設焼却施設の稼働に当たっては、排ガスや周辺環境のモニタリングを実施し、施設周辺への汚染がないことを確認しながら実施しています。</p>

#### (4) 住民参加に関する質問

質問	回答
<p>住民参加の必要性は、行政の説明回数で図られるべきでないと考えられるかどうか。</p>	<p>回数だけで図られるものではないと考えており、ごみ焼却によって得られる熱エネルギーを活用した地域振興策やまちづくりなどについて、地域の皆様と、より具体的な内容について一緒に考えていくことができる状況になるよう、話し合いを継続してまいります。</p>

#### (5) まちづくりに関する質問

質問	回答
<p>この地域の住民の（幸せの）ために、新たに広域のごみ処理施設を建設し、その施設から出る熱エネルギーを利活用することで、まちづくりを進めたらいいとお考えでしょうか。それとも、ごみではなく別の方法（例えば住宅団地、道の駅での産直など）でまちづくりを進めたらいいとお考えでしょうか。</p>	<p>ごみ処理施設が迷惑施設であるという認識に立てば、余熱・余剰電力を利用した周辺施設の整備がその代償となることは否定できません。ただ、いろいろな便利施設の整備などを条件としてごみ処理施設を受け入れると考え方もあり得ると思います。</p>
<p>小松先生の講演で、ごみ処理施設の周辺施設として、医療センター</p>	<p>本シンポジウムは、ごみ焼却に伴い発生するエネルギーをまちづくりに生かすとした場合に、どのような可能性があるか、また、どのように</p>

質問	回答
<p>，緑地公園，スポーツ施設，コンサートホールなどがありますが，これはドクを食わせるエサですか？施設は，生きている人間，国民に無条件に与えられるべきものではないのか。</p>	<p>住民参加で考えていくかということがテーマでした。</p> <p>まちづくりの方法は，ごみ処理施設の立地の有無に関わらず，さまざまな方策が考えられると思いますので，それぞれの地域の皆様と自治体の協力により，考え，実行していくべきものと考えます。</p>

#### (6) その他の質問

質問	回答
<p>東京都の清掃工場周辺地について，3.11原発事故後土壌汚染（放射性セシウム）が調べられ，公開されているのか。汚染地の焼却炉で調べられた例があるのか。調べられていないとすると，その理由は。（実際どうなのか調べず）排ガスの安全はいえないのではないのか。</p>	<p>土壌に関する調査結果は公開されていませんが，東京二十三区清掃一部事務組合では，焼却灰等，放流水，排ガスの放射能濃度測定結果を掲載するとともに，清掃工場の敷地境界及び工場内灰処理設備等での空間放射線量率測定結果を掲載しています。（<a href="https://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/gijutsu/kankyo/kumiai/oshirase/hoshano/">https://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/gijutsu/kankyo/kumiai/oshirase/hoshano/</a>）</p> <p>汚染廃棄物対策地域のモニタリングデータは  <a href="http://shiteihaiki.env.go.jp/initiatives_fukushima/waste_disposal/list_map.html">http://shiteihaiki.env.go.jp/initiatives_fukushima/waste_disposal/list_map.html</a></p> <p>から対策地域内市町村／仮置場・仮設処理施設を選択すると確認いただけます。</p>
<p>排ガスに含まれる微粒子の粒径はどの範囲が肺まで入らないのか。</p>	<p>一般に，粒子の粒径が10<math>\mu</math>m（<math>\mu</math>は100万分の1）より大きい粒子は，呼吸により鼻から入っても大部分は鼻腔の粘膜に吸着され，肺には達しないとされています。</p> <p><a href="https://www.env.go.jp/council/former2013/07air/y078-02/mat03.pdf">https://www.env.go.jp/council/former2013/07air/y078-02/mat03.pdf</a></p>

質問	回答
<p>「東京電力の原発」を「福島」に作ったのは、何故と考えますか？ (東京には偉い人が住んでるから、福島はそうでもないから？)</p>	<p>東京電力の事業判断によるものであるため、推測での回答は差し控えます。</p>
<p>住民の居住地域や密集地に巨大ごみ処理施設をどうしても作る理由は（金以外に）あるのか。大学や地方自治体は誰の（住民（国民）か権力者）味方か？</p>	<p>施設整備の要件を設定し、基盤整備や収集運搬の経済性、余熱利用の可能性等を考慮して候補地を選定しているものです。市町村は生活環境の保全について責任を持って取り組んでいく必要があります、環境基準を遵守しながら廃棄物エネルギーを利活用した施設の整備に向けて、他都市等の事例を参考にしながら検討を進めているものです。</p>
<p>循環型社会形成推進交付金は事業費の補助率はいくらか。</p>	<p>対象事業費の1/3ですが、高効率エネルギー回収及び災害廃棄物処理体制の強化の両方に資する施設については1/2となります。</p>
<p>ごみの安定処理が問題視されているが、最終処分場の問題点も多いと考えます。広域化に向けての取組案をうかがいたい。</p>	<p>県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想では、最終処分場は残余容量を勘案し、徐々に集約化しながら、将来の広域化を目指すこととし、当面は既存施設を活用することとしています。</p>
<p>施設の寿命は何年なのか。</p>	<p>ごみ焼却施設の耐用年数は一般的に20年程度とされていますが、実際にはコンクリート系の建築物については50年程度の耐用年数を備えています。また、ごみ焼却施設に設置されている受電設備や発電設備等、20年程度経過してもなお高い健全度を保っている設備や機器等は、部分的な補修で長寿命化することが可能なものも多くあります。</p>
<p>ごみ処理広域化は総務省が見直しの勧告をしている。環境省は「時代遅れの広域化はやめては」との助言があつてしかるべきではないか。</p>	<p>環境省では「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」（平成31年3月29日付け環循適発第1903293号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知）を</p>
<p>県央ブロックではごみ処理広域化で交付金の獲得をめざして「循環</p>	<p>を</p>

質問	回答
<p>型社会形成推進地域計画」の策定が住民参加なしで進行しています。</p> <p>この計画作成に国は支援・助言する役割を担っています。三年前、国の総務省は「交付金を含む広域化・集約化に係る施策について、所要の見直しを行う必要」との勧告を出しています。その勧告理由のほとんどは県央ブロックにも当てはまるものです。したがって環境省からは「時代遅れの広域化はもうやめてはいかが」といった助言があつてしかるべき、と思いますがいかがでしょうか。</p>	<p>した広域化・集約化の考え方や推進方策等について都道府県・市町村等に示しています。</p>
<p>環境省の交付金の条件である、住民合意、環境アセスの2つを満たしていない。住民からは反対要望が強い、住民参加もない。</p>	<p>住民合意、環境影響評価ともに、交付金の要件にはなっていません。環境影響評価は、交付金の対象事業になっていますので、整備予定地を決定し、交付金の決定を受けた後に実施することを想定しています。</p>
<p>小松先生に伺いたい。ゴミ減量・再資源化を図るには、例えば、生ゴミを分別収集し、し尿とあわせ、バイオマス発電に使うこともある。そういう分別、再資源化とゴミ広域処理とは両立するか？</p>	<p>ごみの分別・再資源化と広域処理は、別の問題と考えます。それぞれの事例や地域において、広域処理と地域別処理とについてさまざまな角度から検討することが必要であり、その中で分別・再資源化も考えていくことになると思います。し尿処理施設を汚泥再生処理センターと呼び、生ごみ等の有機性廃棄物を用いて資源化を行う方法があります。し尿処理施設においても広域処理の可能性が考えられます。</p>
<p>汚れたプラスチックごみの輸出が出来なくなると思うが、今後日本ではどのように処理計画されるのか。</p>	<p>環境省では、主に以下の対策が進めています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 令和元年5月31日に策定された「プラスチック資源循環戦略」に基づき、プラスチックの資源循環を促進。</li> <li>② 廃プラスチック類のリサイクル施設等の処理施設の整備を速やかに進め、国内資源循環体制を構築。</li> </ol>

### 3 御質問以外に寄せられた御意見

御意見
武蔵野市は計画段階から住民参加。盛岡市もそうしてほしい。
住民と委員会をつくる。大賛成。
盛岡に未処理の施設が放置されている。
文献では、武蔵野方式は市民参加の重要性を示し、そのことが施設建設の成功につながったとしている。改めて、市民参加を習得し候補地選定から再考するべき。
2 Km圏内にあたる太田地区，大館町ほか，風下にあたる城西（境田）等にも広域化の説明会をきちんとして下さい。